

「日本メディカルイラストレーション学会雑誌」投稿規定

第1条 メディカルイラストレーション（以下「Mi」と略す）に関する研究、制作法や活用法、教育法の開発と評価、実践の報告などについての原稿を募集している。投稿は本会の会員が筆頭者であるものに限るが、編集委員会が特に認めた場合は非会員からの論文等も掲載できるものとする。

第2条 投稿原稿と依頼原稿の記事類別、内容と文字数は以下の通りとする。ただし文字数については、編集委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。

投稿・依頼の区別	記事類別 (括弧内は英文原稿の表現)	内容	文字数
投稿原稿	論文 (Research Paper)	Miに関する研究結果など	8,000 ~ 16,000
	研究ノート (Research Note)	論文に準じ、速報性があり部分的にでも得られた研究結果、調査結果など	12,000 以内
	製作ノート (Note)	作品の製作や活用における新規性のある工夫や探求の結果など	12,000 以内
	実践報告 (Practical Report)	Miの医学研究・臨床への使用、教育・広報活動、他学会や団体との交流活動などから得られた成果について、一般化には至らないが、定性的・定量的に述べたもの	12,000 以内
	資料 (Data)	①Miに関し記録にとどめるべき資料や情報、②本会の委員会・部会からの報告、③会員にとって有用な情報などをまとめたもの	8,000 以内
	会員の本、書評 (Introduction or Review of Book)	会員の著作紹介、Miに関する著作の評論・紹介	2,000 以内
投稿原稿・ 依頼原稿	作品発表 (Presentation of work)	Miに関する作品画像を提示し、医学的説明や制作過程の工夫、表現意図を述べたもの	300以上 (2頁以内)
	論壇 (Column)	Miに関して意見や主張などを述べたもの	8,000 以内
	随筆 (Essay)	Miに関する主題について、感想や経験談を述べたもの	8,000 以内
	展望 (Overview)	Miに関して最近の進歩や将来の予測について広い視野に立って述べたもの	8,000 以内
	解説 (Interpretations)	Miに関する主題について、会員の啓発に役立つように平易に説明したもの	8,000 以内
	講座 (Course)	①Miに関する技術、手法などについて客観的に説明したもの、②表現に資する視点から、医学・医療について平易に説明したもの	8,000 以内
	座談会 (Round Table Discussion)	Miに関する主題について、複数の主張や意見を記録したもの	8,000 以内
	会員の声 (Member's Voices)	本会の事業などに対する提言などを述べたもの	4,000 以内

- 第3条 原稿は、ワープロソフトによるデジタルデータとし、わかりやすい日本語または英語で作成する。投稿は以下のアドレス宛にメールにて行う。
原稿の受信後、編集事務局において書式を確認したのち、受付の通知を行う。また査読審査を行い、必要に応じて著者照会を行う。本誌への掲載が決定した段階で、その旨を通知する。
JSMi学会誌投稿アドレス：jjmiedit@gmail.com
- 第4条 原稿は未発表のものに限り、二重投稿を禁じる。
- 第5条 掲載論文の著作権について；
第1項：「作品発表」やそれ以外の投稿種別原稿に含まれるイラストレーション作品については著作者に帰属する。一方、イラストレーションを含まないその他の著作物については、本会に帰属するものとする。
第2項：イラストレーションの著作権は著作者に帰属するので、学会誌への掲載・発行に関わる煩雑さを回避するために、必要となる著作権の一部のみを譲渡するものとし、著作者は原稿の投稿時に「一部譲渡契約書」を提出する。
- 第6条 他の文献等から文章、図、表をそのまま転載する場合は、必ず著作権者及び出版権者から書面による許可を受ける。また挿図には「執筆者撮影」等を含め出典を明記する
- 第7条 編集委員会は、投稿論文の内容に応じて、当該分野または隣接分野を専攻する会員から、2名の査読委員を委嘱する。また必要に応じて、会員以外の研究者に査読を委嘱することもできる。
- 第7条 著者には、本誌に掲載された論文等のPDFファイルを希望により渡す。
- 第8条 本誌は原則として年1回以上発行する。
- 第9条 この規定を改廃するときは、編集委員会の議を経るものとする。

日本メディカルイラストレーション学会 編集委員会
(2017年8月29日 決定)

原稿を執筆される著者への情報

1：原稿は以下の順序で書く。

	表題	著者名	所属	キーワード (5語)	和文要旨	本文	文献	イラストレーション・ 写真・図表	写真などの 説明文	英文の表題・ 著者名・所 属・要旨
論文	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
研究ノート・制作 ノート・実践報告	○	○	○	×	記載が望 ましい	○	○	○	本文中記載 も可	×
その他	○	○	○	×	×	○	○	○	○	×

2：投稿テンプレート使用時には図版を原稿に貼り付けると共に、オリジナルのデータを投稿アドレスのメールに添付すること。（業者がレイアウト原稿を作成する際に使用）

3：図版の画像デジタルデータは長辺1000pixel以上とする。なおイラストレーション・写真・図表の数量と大きさは、投稿者の意向を尊重しつつ、編集委員会が決定する。

4：引用・参考文献は文中に引用する順番に一連の番号を付ける。本文中では文献番号のみを該当箇所の右肩に上付き文字で示す。文献リストは以下の順に書くこと。

雑誌の場合	著者名(3名まで)	表題	雑誌名	発行年(西暦)	巻	頁一頁
例(和文)	森谷卓也：メディカルイラストレーション、病理と臨床 2016、34：310-311					
例(英文)	David S. Goodwill：Cellular landscapes in watercolor. J Biocommun 2016, 40: 22-26					
書籍の場合	著者名(3名まで)	書名	(版数)	発行所	発行年(西暦)	頁一頁
例(和文)	de la Flor M(著)、桜木晃彦(翻訳)：メディカルイラストレーションハンドブック、ボーンデジタル 2005、100-120					
例(英文)	Janice W. Crosby, John Cody：Max Brodel The man who put art into medicine. Springer 1991, 200-203					

5：原稿(投稿・依頼)は、以下の観点・項目で評価されるので、あらかじめ示しておく。すべての記事類別について該当する観点・項目

分野の妥当性	原稿の内容は本会で扱うものとして適切か。
記述の妥当性	原稿の位置付けは明確か。表現は正確か。理解困難な表現はないか。文献引用は適切か。
信頼性・倫理性	内容に矛盾や誤りはないか。論理の展開に無理はないか。医療倫理に反しないか。
医学的・医療的・公衆衛生的寄与	原稿の成果が医学・医療において有用か。効果の向上が期待できるか。

論文・研究ノート・製作ノート・実践報告について該当する観点・項目

独創性・新規性	新しい考え方、理論、実践、手段、事例などが示されているか。従来のものに、意義ある成果を付与しているか。
将来的発展性	得られた知見、手法等が医学・医療分野において将来的発展・拡大に寄与する可能性があるか。
完結性	まとまった成果が得られ、独立したものとして評価できる段階にあるか。医学・医療分野における効果について考察がなされているか。

著作権規定

(目的)

第1条 この規定は、日本メディカルイラストレーション学会（以下、本会という）が編集または発行する著作物の著作権に関する基本的事項を定める。

(用語)

第2条 この規定において、用いる用語の定義は次の各号の通りとする。

1：著作権 日本国著作権法（平成17年6月29日改正、平成17年11月1日施行）第21条から第28条までに規定されたすべての権利をいう。

2：著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定された著作物をいう。

3：著作者 著作権法第2条第1項第2号に規定された著作者をいう。

(著作権の帰属)

第3条 1：本会が編集または発行する著作物の著作権は、「作品発表」やそれ以外の投稿種別原稿に含まれるイラストレーション作品については著作者に帰属する。一方、イラストレーションを含まないその他の著作物については、本会に帰属するものとする。

2：「作品発表」に掲載するイラストレーションおよびそれ以外の原稿に含まれるイラストレーション等の著作権は著作者に帰属するので、学会誌への掲載・発行に関わる煩雑さを回避するために著作権法第61条に基づき、必要となる著作権の一部のみを譲渡するものとし、著作者は原稿の投稿時に「一部譲渡契約書」を提出する。一部譲渡に必要な著作権の内容は第4条に記す。

3：イラストレーションを含まない著作物の著作権については本会に帰属させることにより、著作者が著作権管理に関わる事項から解放され、また著作物の周知性や向上を支援するなど、著作者の便益の拡大を図り、また本会が独立した団体として、他の団体または個人と著作権に関わる交渉ができるようにする。

4：特別な事情により前項1～3の原則が適用できない場合、著作者は投稿時にその旨を投稿窓口あてに文書にて申し出るものとする。その場合の著作権の扱いについては著作者と本学会との間で協議のうえ措置する。

(著作権の譲渡)

第4条 1：「作品発表」及びそれ以外の原稿内にイラストレーション等の著作物を含む論文等の投稿を行う場合、下記1～3号に記す著作権の一部を譲渡する契約書に署名の上、添付し投稿することによって、本会に対して「一部譲渡」が成立する。

1) 学会誌及びその他の著作物の編集・発行に必要な限りにおいて著作物に関する複製権を譲渡する。

2) 学会誌及びその他の著作物のレイアウトを行う上で必要となる画像のサイズあるいは配置の変更に関して、著作物に関する翻案権を譲渡する。

3) 今後、学会誌及びその他の著作物が電子媒体等に移行する場合に必要な限りにおいて、著作物に関する複製権、翻案権に加え、公衆送信権を譲渡する。

2：投稿者は本会に投稿するイラストレーション等を含まない著作物に関する著作権を、本会に最終原稿が投稿された時点で、本会に無償譲渡するものとする。

(不行使特約)

第5条 著作者は以下各号に該当する場合、本学会と本学会が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

1) 改変が翻訳およびこれに伴う範囲に留まる場合

2) 改変が電子的配布およびこれに伴う範囲に留まる場合

3) 抽出されたアブストラクトのみの利用

(著作権利用の許諾)

第6条 1：著作権法第32条に規定される「引用」の範囲を超えて、本会に所属する著作権を利用する場合は、原則として本会の許諾を必要とする。許諾は原則として事前に文書によるものとする。許諾後の利用においては、当該著作物の改変は認めない。また出典を明示すること。「一部譲渡契約」を行ったイラストレーション等の著作物の著作権は著作者に帰属するため、これを利用する場合は各著作者の許諾を必要とする。

2：著作者自身が自分の用途のために自分の著作物の全部または一部を複製して利用する場合は、営利目的の場合を除き前項の許諾を必要とせず、また本会は原則的に異議の申し立てを行ったり妨げたりすることはしない。ただし全部を複製する場合は出版稿とし、出典を明示すること。

3：著作者以外の個人または団体が、本会に帰属する著作権の利用許諾申請があった場合は、本会において審議し、適当と認めたものについて要請に応ずることができる。

(著作者の責任)

第7条 1：本会が編集または発行する著作物の内容については、その著作者自身が責任を負うものとする。

2：本会が編集または発行する著作物が他人から著作権侵害として提訴され、もしくは当該侵害に関し紛争が生じた場合、あるいは他人の名誉を傷つける等の紛争が生じた場合は原則としてその著作者が責任を負い、または処置するものとする。

(侵害排除等)

第8条 1：他人から著作権が侵害された場合は、本会が当該著作者と協力してその侵害を廃除する等これを処置する。

2：前項の著作者は、他人から著作権の侵害等を受けたことを知った場合は、速やかに本会に通知するものとする。

附則

1：著作権に関し、本規定に規定されていない事項については、「著作権法」に拠る。

2：本会発行の著作物は、次を主たるものとする。

(1)学会誌

(2)各種大会抄録集・論文集・作品集（学術集会、地方会、展示会など）

(3)研究会資料

(4)教科書、ワークショップテキスト

(5)その他、会員や一般に頒布しもしくはホームページで提供するもの

3：本規定は平成29年8月29日、役員会において承認・制定。

4：本規定は平成29年9月1日より施行する。